## 指定難病、小児慢性特定疾病、肝炎の 受給者証をお持ちの方へ

## 受給者証の有効期間が 1年間自動延長されます

- ○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、受給者証の有効期間が 延長される措置がとられることとなりました。
- ○現在お使いの受給者証(※)を、その有効期限から1年間に限り引き 続き使用することができます。
  - ※令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する ものに限る。
- ○令和2年度の更新手続きは不要です。
- ○更新手続きのための診断書等の取得も原則不要です。
- ○詳しくは管轄の保健所にお問い合わせください。

## 【お問合せ先】

<u>ひたちなか保健所 健康増進課</u>(029-212-7272) 〒312-0005 ひたちなか市新光町95番地

<u>ひたちなか保健所 常陸大宮支所</u> (0295-52-1157) 〒319-2251 常陸大宮市姥賀町2978-1

〈県ホームページ〉

茨城県 指定難病 、 茨城県 小児慢性特定疾病 、 茨城県 肝炎対策 で検索